

足場の組立て等作業主任者 再教育 (能力向上教育)

足場の組立て等作業主任者（労働安全衛生法第14条）技能講習を修了後、定期的に（5年毎）に再教育を行うなど、能力の向上を図ることが必要である。

（労働安全衛生法第19条の2）

受講対象者： 足場の組立て等主任者技能講習を修了後、おおむね5年を経過した方
足場の組立て等作業主任者再教育を受講してから5年を経過した方
（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）
申込のときに修了証（資格証）の写しが必要です。

講習内容・時間		
科目	範囲	時間
1 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	(1) 足場、部材等の特徴 (2) 部材等の選択と管理	1時間
2 足場の組立て等の安全施工と保守管理作業管理	(1) 足場の強度計算の方法 (2) 組立て等の基本的事項と留意事項 (3) 組立て後の保守管理	4時間
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項	2時間
合計 7時間（1日間）		

受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

労働局登録教習機関
一般財団法人 **労働安全衛生管理協会**
本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）
TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>